



# 野村せつ子の県議会だより

事務所 〒321-0167 宇都宮市東浦町21-12 電話028-658-4302 FAX028-658-4374  
控室 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20県議会 電話028-623-2623 FAX028-623-2620  
メール jcp.tc.kengidan@gmail.com

●日本共産党県議団野村せつ子の県議会でのとりくみなどを特集しました。



ホームページ



X (旧ツイッター)



LINE公式

フェイスブック

野村節子で検索

陳情  
反対討論

## 県民の切実な請願・陳情、議会は正面から受け止めて



日本共産党栃木県議団の野村せつ子は、6月議会最終日、各常任委員会に付託された請願・陳情7件がいずれも一回の審査で不採択となったことに反対しました。採決に先立ち、陳情3件の採択を求める立場から反対討論しました。(写真上=6月14日)

### ガザの人々の人命保護、平和実現のため即時停戦を

「ガザ地区の人命保護および平和実現を求める決議の採択を求める陳情」は、連日報道されるガザ地区の惨状に胸を痛める多くの県民の思いを代弁したものです。東京都、神奈川県、茨城県など22都県を含む300を超える地方議会が停戦や人道支援を求める決議等をあげています。委員会審査では「国際紛争に関することは高度な判断であり国が

主導すべき」など不採択を求める意見があったといいますが、陳情は「いますぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は道徳的義務として必然」と述べています。これは人道と平和の問題です。この瞬間にも命を奪われていくガザの人々がいることを思い議会として即時停戦の声をあげようと呼びかけました。

### 全国一律の最低賃金制度と中小企業への支援を

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情」は物価高騰から県民生活を守り消費購買力を高めるために、最低賃金を抜本的に引き上げ、全国一律にして地域間格差を是正するよう国に意見書を提出することを求めています。地域別の最賃制度が維持される限り、東京

圏との賃金格差は埋まらず、若者の流出に歯止めがかけられません。同時に、中小企業への支援なくして最賃の引き上げはありえません。一体で改善してこそ地域経済を活性化させられます。若者の東京圏への流出を嘆く前に着手しなければならない問題です。採択を強く求めました。

#### 【第401回通常会議の概要】

- 日程…2024年5月19日から6月14日
- 知事提出議案…那須岳雪崩事故の損害賠償金等支払い等を盛り込んだ総額約8千万円の2024年度補正予算1号、豚熱発生対策費約3億円の補正予算2号の専決処分承認議案など11議案が原案通り可決されました。日本共産党栃木県議団は県税条例一部改正など2議案に反対しました。
- 意見書…「物価高騰等における継続的な支援」「金属盗被害防止の法整備」が全会一致で議決されました。
- 請願・陳情…提出された7件が不採択となり共産党は5件の採択を主張、3件について反対討論しました。民主市民が「健康保険証の存続」請願の不採択への反対討論を行いました。賛成討論はありませんでした。

【討論した陳情のほか共産党が採択を主張した陳情】○国に対して「健康保険証の存続を求める意見書」提出を求める請願 ○現行保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書

【継続審査を主張した陳情】○養鶏場建設による林地開発許可の取り消し ○ペットを受動喫煙から守る法律制定

### 那須特別支援学校の寄宿舎廃止計画の白紙撤回を

特別支援教育の在り方に関する検討会報告書が寄宿舎の「発展的解消が適当」としたことに、寄宿舎の通学保障としての重要性や教育的役割を実感してきた県民から疑問、不安、怒りの声があがっています。「那須特別支援学校寄宿舎廃止計画の白紙撤回を求める陳情書」は、県の4分の1を占める広大な学区内から遠距離通学を強いられる子どもへの合理的配慮や家族の負担を考慮し、寄宿舎を存続させ、寄宿舎における

生活指導などのすぐれた教育実践を検証し、県全体の教育に活かすよう求めています。インクルーシブ教育が叫ばれるからこそ、寄宿舎の教育的意義は、通学保障にとどまらない新たな輝きを持っています。教育委員会には、県民に開かれた場で議論を重ね、県民の理解を得ながら今後の方針を確立していく姿勢が求められます。そのために少なくとも廃止方針の白紙撤回は大前提であり、採択を強く求めました。

生活保健福祉委員会

### 健康保険証の廃止は命にかかわる！「紙」の保険証存続を求め、採択を主張

6月6日の生活保健福祉常任委員会で「健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願」「現行保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書」の審査が行われました。現行健康保険証が12月2日に廃止されマイナカード保険証に一本化されることについて、野村せつ子は「マイナ保険証利用率が3月時点で5.47%と低いのは情報漏洩やひもづけ誤りなどへの不信感があり、政府の政策への信頼がないから。トラブルが起きている現状があるのに廃止すれば医療機関や自治体窓口での混乱が避け

られない」と指摘し、採択を主張しました。またマイナカードを持たない人に職権で資格確認証が発行されることについて「県民に周知されていない」「現行保険証と変わらないなら、なぜ保険証を廃止しなければならないのか理解されない」と指摘しました。自民党委員から「カード取得の任意性は担保されており、安全性を確保することについてはすでに意見書を提出した」などと不採択とする意見が出され、不採択多数となりました。命にかかわる現行保険証の廃止は許されません。

#### 県議会の会派人数の変更

とちぎ自民党議員会31人、民主市民クラブ5人、公明党議員会3人、県民クラブ3人、夢と希望あふれる栃木を創る会3人、日本維新の会1人、日本共産党栃木県議団1人、笑顔の会1人、栃木の会1人 (定数50 欠員1)



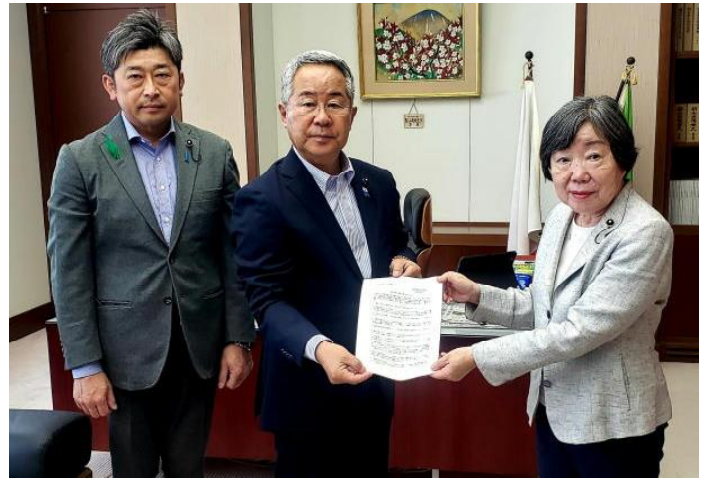
申し入れ

# 県議会の民主的運営を申し入れ 一般質問・討論の自由、政務活動費の透明化など要望

5月22日、日本共産党栃木県議団代表野村せつ子は、栃木県議会日向野義幸議長、中島宏副議長に「県議会の民主的運営に関する要望書」を提出しました。(写真右)野村せつ子は「議会を二元代表制にふさわしく、県民の付託に応えられるよう言論の府として活性化を図ってほしい」と要望しました。

## 【要望項目】

- 議長1年交代の慣習を改め、責任を持って議会改革にあたるようにすること。
- 通常会議における一般質問について、1人年1回60分の制限をなくし、希望する議員の質問・質疑を認めること。それが難しい場合には①1人の質問時間を複数の会議に分割する②提出議案への質疑は毎回認めるなど改善を検討すること。
- 討論の自由を尊重し、反対討論の有無にかかわらず、賛成討論を行うことを認めること。
- 予算特別委員会について、委員定数を増やし、1人会派も含め全会派から委員を選出すること。補正予算議案に関して、一定規模以上の議案は予算特別委員会に付託し、総括質疑を実施するよう助言すること。
- 請願・陳情の委員会審査について、提出者の意見聴取の機会を設けるなど充実させること。
- 費用弁償について、交通費のガソリン代相当額は自家用車利用1kmあたり37円とされているが県職員と同額の25円に減額すること。
- 公務諸費について、会議出席ごとに1日3,000円支給するとされているが、交通費は別途支給されており、その他登庁にかかる費用が発生する根拠が乏しいことから県民の理解を得がたいので廃止すること。
- 政務活動費について、節約と透明化をはかるため①議員1人年間交付額を2割減額すること、②交通費ガソリン代相当額1kmあたり37円を25円とすること、③証拠書類をホームページで公開すること、④宿泊費は一泊朝食付き料金を基準とし、領収書不要の食卓料は廃止すること。朝食が別料金の場合は朝食代も領収書添付の対象とし、併せて上限2万円以内とすること等、制度の見直しを行うこと。
- 海外への議員派遣について、①公費による海外行政調査は廃止すること、②友好都市訪問への派遣は派遣者の選考基準を公平・公開し、最小限の人数とすること、③知事の外遊に際し、議会から同行する慣習は改めること。
- 県議会災害対応計画について、災害および新型コロナウイルス感染症対策の緊急連絡会議に1人会派を含む全会派の代表を招集するよう見直すこと。または少数会派代表をオブザーバー出席させること。



研修

## 新法でどう変わる?! 困難な問題を抱える女性への支援

野村せつ子は5月23日、超党派の女性議員でつくる栃木県地方議会女性議員連盟の総会・研修会に参加しました。(写真下)

テーマは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律<sup>※</sup>および栃木県基本計画の概要」について。県人権男女共同参画課の細川課長が講演し、とちぎ男女共同参画センターの船木所長が県内の取り組み状況などを報告しました。

講演では、今年4月から施行された新法の目的・基本理念に「女性の福祉」「人権

尊重や擁護」「男女平等」の視点が明確に位置付けられたこと、国・地方自治体に必要な施策を講じる責務が明記されたこと、県の基本計画に基づき3年間で全市町に支援調整会議を設置することなどが報告されました。支援対象は、様々な事情により年齢や障害の有無、性自認、国籍を問わず日常生活、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性で、支援内容としては①アウトリーチ等による早期の把握②居場所の提供③相談支援④一時保護⑤被害回復支援⑥日常生活の回復支援⑦同伴児童への支援⑧自

立支援⑨アフターケア等です。これまで使われてきた「婦人相談所」の名称は「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」に変更されます。

### ◆研修を終えて

新法施行を歓迎すると同時に、増加する相談に応じる支援員の処遇改善や民間団体、市町への支援をどう進めるかが課題だと感じました。カギとなる予算と体制の抜本的な強化を求めていかなければならないとの思いを新たにしました。



### ※【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律】

日本共産党を含む超党派の議員立法で2022年5月に成立。生活困難、性暴力など女性をめぐる問題が多様化、複合化しており、困難を抱える女性への支援を従来の売春防止法から脱却させ、民間団体との協同といった視点も取り入れ新たな支援の枠組みを構築する。



このニュースは日本共産党栃木県議団の活動をお知らせし、ご意見、ご要望などをお聞きするために発行しています。

次の栃木県議会通常会議は9月20日～10月16日の日程で開催される予定です

